

返戻金制度について

求職者が入社後 6 か月以内に、本人の都合による退職又は本人の責により雇用契約が終了した場合、求人された方にお支払いいただいた紹介手数料を返戻する制度を設けております（6 か月以上勤務した派遣労働者を雇い入れた場合、及び紹介予定派遣の場合を除く）。返戻する金額又は割合については、求人された方との間で個別に設定し、諸事勘案した上で決定致します。

テックビジネスサービス株式会社